

公益社団法人高松市シルバー人材センター

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人高松市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、事務局長その他の常勤職員および高松市職員のうちから選任された常勤役員又は非常勤役員に対する報酬等は支給しない。

2 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬は、別表第1「非常勤役員報酬等」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 役員報酬は、月額をもって支給する場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に職員給与規程第8条第6項に定める日に振り込むものとし、日額をもって

支給する場合は理事会等、必要の都度支給するものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、事務局長その他の常勤職員のうちから選任された常勤役員又は非常勤役員に対する費用は支給しない。

- 2 費用の額は、別表第2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 非常勤役員の報酬等

(1)理事長	月額 50,000 円までの範囲内
(2) 理事会その他のセンターの会議等の出席又は監査業務に従事したとき	日額 3,000 円までの範囲内

別表第2 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用	2,000 円までの範囲内
(2) 役員の管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(3) その他	実費